

1. 被保険者等の福利増進及び健康保持増進に関する事業
2. 社会保険制度の普及、発展に寄与する事業
3. 社会保険事業の円滑な運営を図るために必要とする事業
4. 社会保険制度に関する調査研究等の事業
5. 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 資産、会計及び事業計画

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

1. 設立当初の財産目録に記載された財産
2. 会計年度における、次に掲げる収入
 - (1) 資産から生ずる収入
 - (2) 寄附金品
 - (3) 事業に伴う収入
 - (4) 会費収入
 - (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2. 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初に、基本財産として指定された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 評議員会において、運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産
3. 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

2. 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し又は国債、公債その他安全確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができ